

を義務づけていませんので、中間報告を聞かなくても違法ではありません。しかし委員会が案件を審査しているのですから、可能な限り、その経過について報告を求め、そのあとで期限をつける運営をする方が適当です。委員会から中間報告を求めるかどうかは、会期や委員会審査の進行状況を総合して判断する必要があります。

## 第二十九章 所管事務調査

### 1 意義、対象

議員 常任委員会の所管事務調査権とはなにか。

助言者 常任委員会の権限について、地方自治法は次のように規定し、①付託案件の審査権、②所管事務の調査権を認めています。

地方自治法第百九条 ①～② 略

③ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

地方議会の運営は、標準会議規則制定（昭和三十一年）以前は内務省が示した都道府県議会議規則（昭和二十二年）によっていました。この準則は常任委員会の所管事務調査について次のように規定し、国会と同様、議長の承認事項とし、その結果、常任委員会は調査を終了したとき議長に報告するものと解されていましたが、標準会議規則は所管事務調査権が地方自治法で認められていることから、議長への通知事項にしました。

○都道府県議会議規則

必要です。実際に調査するかどうかは別として調査事件を多数列挙するならば所管事務全体に近づきますので、調査に支障はありません。

地方議会では会期が短いこと、長提出の案件を優先して審査する傾向があること、所管事務調査の重要性が認識されていないこと、閉会中も活動できる余地を作る必要があること等から、開会中よりも、閉会中審査事件に関連して実質的な所管事務調査が多く行われています。

**議員** 委員会が所管事務を調査するとき、議会の議決、議長の許可を要するか。

**助言者** 所管事務調査権は常任委員会の固有の権限であり、地方自治法一〇九条三項で認められていますので、委員会が行使するに当たっては議会の議決や議長の許可を必要としません。標準会議規則は当該常任委員会の議決によることを要件としています。

**議員** 所管事務の調査事項を追加することができるか。

**助言者** 委員会が所管事務の調査事項を決定したあと、他に調査したい事項が生じたときは委員会の議決により調査事項を追加することができます。この場合、委員長は直ちにこの旨を議長に通知する必要があります。

委員長の議事次第書は次の通りです。

○委員長 次に、おはかりいたします。

本委員会の所管事務調査事項につきましては、先般、決定しておりますが、さらに〇〇〇〇……を追加したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定しました。

**議員** 委員会であらかじめ所管事務調査事項を議決せず、実際に調査するときに調査事項を決定してもよいか。

**助言者** 標準会議規則によりますと、委員会は所管事務の調査事項をあらかじめ議長に通知する必要があります。このため、なるべく早い機会に委員会で調査事項等を決定する必要があります。調査の必要が生じたときに、その調査事項を議決する方法も考えられますが、これでは調査に入る前に議長へ通知する行為を必要としますので、調査事項の議決後直ちに調査を行うことはできません。

**議員** 所管事務調査事項の選定を委員長に一任することができるか。

**助言者** 委員会が所管事務調査を行うときは、あらかじめ調査事項等を議長に通知しなければなりません。これらは委員会の議決で決める必要があり、委員長の権限で決めるものではありません。調査を行うのは委員会だからです。調査事項等の選定を委員会の議決で委員長に一任することも考えられますが、違法ではないにしても、調査事項は委員会決定するのが原則です。

**議員** 委員会は会期中ならいつでも所管事務調査権を行使することができるか。

**助言者** 常任委員会は会期中であれば、本会議の開会中を除き、いつでも所管事務調査権を行使することができます。とはいっても、議連で会期を協議する際に、委員会の開会予定日を特定されますので、事実上、それに拘束されます。緊急を要する調査であるならば、その他の日でも委員会を開くことができますので、その必要の

事務調査は委員会条例で定められた所管に属する事項であればいかなる事項でも調査することができます。

**議員** 特別委員会の調査権とどう違うか。

**助言者** 特別委員会は「議会の議決により付議された事件を審査する」(法一一〇③)とされていますので、付議事件以外については審査できません。また常任委員会のように所管事務という概念がありません。これに対し常任委員会の所管事務調査権は本会議の議決で付与されたものでなく、地方自治法一〇九条三項により認められたものであり、委員会の議決により調査を行うことができます。ただし特別委員会が設置されますと、それに関する常任委員会の権限は特別委員会に移りますので、所管事務調査権を行使することができなくなります。

衆議院委員会先例集には「常任委員会は、特別委員会に付託された案件と内容を同じくする事項については、国政調査を行わない」と明記されています(衆委先一八〇)。また国会の常任委員会が国政調査を行うときは、調査事項について議長の承認を求めますが、特別委員会に付託された案件と同じ内容の場合、議長が調査を承認しなかつたことがあります(衆委先一八〇)。

**議員** 所管事務調査で連合審査会を開くことができるか。

**助言者** 所管事務調査を行うときは調査事項を特定しますので、必要により関連のある他の委員会(常任、特別)と連合審査会を開くことができます。例えば閉会中に天災、火災等が発生した場合、関係の委員会に関連する継続調査事件があるならば臨時会に代わるものとして連合審査会を開き調査を行い対策を検討することが考えられます。所管事務調査という漠然としています。これを行うときは開会中、閉会中を問わず調査事項を特定しますので、連合審査会の要件を満たすならば開くことができます。

**議員** 所管事務調査のため小委員会を設置できるか。

**助言者** 特定の調査事項について小委員会を設置して詳細に調査する必要がある場合は、委員会の議決に基づき小委員会を設置することができます。

**議員** 所管事務調査の際、委員外議員の発言は認められるか。

**助言者** 常任委員会制度は議員を特定の委員会に所属させ、その分野の審査に専念させることを目的としていますので、所管事務調査は所屬委員で行うのが原則ですが、①委員外議員には専門的知識を持っている方もいるので、その知識、経験を調査に生かすことが考えられること、②委員外議員の発言を禁止している規定がないことから、委員外議員の発言を一律に禁止すべきではありません。委員外議員から発言の申し出があった場合、委員会の議決で可否を決定しますので、委員会の主体性は確保されています。また委員外議員の発言が審査の引延しをはかるおそれがあるならば、委員長は委員外議員の発言時間を〇分に制限する等の条件を付することができます。

**議員** 所管事務調査のため閉会中委員派遣をすることができるか。

**助言者** 標準会議規則は委員派遣の時期を規定していませんが、通常、閉会中に行うものです。ただし緊急を要する調査、例えば災害等の場合、委員会は開会中であっても委員全員または特定の委員を派遣することができます。開会中に特定の委員を派遣したときは、委員会に調査結果を報告する必要があります。委員全員を派遣したときは共通の認識を得ますので、その必要性は低いものと思われれます。いずれの場合も調査(報告)のあと、当該委員会としてとるべき事項等について調査を進めることが必要です。

**議員** 説明員の出席や資料の要求は、案件の審査のときと同様に解してよいか。

**助言者** 所管事務調査は委員会が自主的に行うものですが、執行機関の説明員の出席や資料の要求は付託案件